

8月19日

8月19日(水) 午前10時00分開議

出席議員

1番	平川博之	2番	酒永光志
3番	上本一男	4番	中下修司
5番	花野伸二	6番	浜先秀二
7番	上松英邦	8番	吉野伸康
9番	山本秀男	10番	片平司
11番	胡子雅信	12番	林久光
13番	登地靖徳	14番	浜西金満
15番	山本一也	16番	新家勇二
17番	野崎剛睦	18番	山根啓志

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	田中 達美	副市長	土手 三生
教育長	塚田 秀也	総務部長	山本 修司
企画部長	島津 慎二	市民生活部長	山田 淳
福祉保健部長	峰崎 竜昌	産業部長	沼田 英士
土木建築部長	木村 成弘	会計管理者	久保岡ゆかり
教育次長	渡辺 高久	危機管理監	岡野 数正
消防長	小林 勉	企業局長	前 政司

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	平井 和則
議会事務局次長	志茂 典幸

議事日程

日程第1	諸般の報告
日程第2	会議録署名議員の指名
日程第3	会期の決定
日程第4	報告第5号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額の決定について)
日程第5	議案第36号 江田島市退職手当特例条例案について
日程第6	議案第37号 江田島市新本庁舎大規模改修工事(建築)請負契約の締結について
日程第7	議案第38号 平成27年度江田島市一般会計補正予算(第2号)
日程第8	議案第39号 平成27年度江田島市交通船事業会計補正予算(第1

号)

開会（開議） 午前10時00分

○議長（山根啓志君） ただいまの出席議員は18名です。

定足数に達しておりますので、これより平成27年第3回江田島市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 諸般の報告

○議長（山根啓志君） 日程第1、諸般の報告を行います。

田中市長から報告事項がありますので、これを許します。

田中市長。

○市長（田中達美君） おはようございます。第3回江田島市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御出席をいただき、まことにありがとうございます。また、市民の方々には、早朝から臨時会の傍聴にお越しいただきまして、心からお礼申し上げます。

暦の上では秋を迎えましたが、まだまだ厳しい暑さが続いております。被爆から70年を迎えた8月6日には平和記念式典に過去最多の100カ国の海外来賓が出席をする中、核廃絶へ行動を始めるのは今と広島平和宣言がされました。被爆者の願いを私たちの平和の思いとともにつないでいくとした子供たちの平和への誓いに、平和首長会議の一員として思いを新たにしたいところでございます。

また、深夜の大雨により多くの犠牲者を出すこととなりました8.20広島土砂災害からあすで1年を迎えます。本市におきましても、この教訓を忘れることなく、これから台風シーズンを迎えるに当たり、水防体制など万全を期し、災害発生に対処してまいりたいと考えております。

さて、本臨時会には、江田島市新本庁舎大規模改修工事（建築）請負契約の締結並びに交通船事業の廃止に伴い、企業局交通課に勤務する船員の退職手当について特例を定め、支給するための条例制定案など関連議案を上程させていただいております。慎重審議、よろしく申し上げます。

それでは、6月開会の定例会以後の市政の主な事柄につきまして、9項目を報告申し上げます。

まず1点目が危険物施設火災訓練についてでございます。

6月23日、江田島町の伊藤忠エネクス株式会社江田島ターミナルで危険物施設火災訓練を実施しました。この訓練は危険物安全週間に伴って実施したもので、防災意識の高揚と災害時における効果的な協力体制の確立を目的に、消防本部、消防団、在日米陸軍、海上自衛隊、呉海上保安部、江田島警察署、呉市消防局など10機関、車両23台、船舶2隻、人員80人が参加しました。

今後も定期的に訓練を実施し、危険物災害発生時における連携強化を図ってまいります。

す。

2点目が江田島市国際スポーツ親善交流会についてでございます。

7月19日、スポーツセンター及び能美中学校グラウンドで第3回江田島市国際スポーツ親善交流会を開催しました。この交流会は、本市に居住し、または就労している外国人市民とスポーツを通じて国際交流と親善を図ることを目的としたものです。今回から新たにバドミントン男子の部を追加しました。

当日は市内の事業所に就労する外国人市民や江田島警察署などから外国人約80人を含む130人余りがサッカー9チーム、バドミントン男子9チーム、バドミントン女子8チームに分かれて競技を行いました。会場では、選手、応援者、スタッフなどを含む総勢約200人の参加があり、和気あいあいとした雰囲気の中で白熱した競技が繰り広げられ、短い時間でしたが、楽しい交流会となりました。

今後もスポーツなどによる国際交流事業を行い、さまざまな活動を通じて外国人市民の方と交流を深めてまいります。御協力いただいた関係機関、団体の皆様に感謝申し上げます。

3点目が社会を明るくする運動江田島市大会についてでございます。

7月23日、農村環境改善センターで第65回社会を明るくする運動江田島市大会を開催しました。法務省主唱の社会を明るくする運動は、毎年、更生保護の日である7月1日から1カ月を強調月間として、全国各地でさまざまな催しが行われており、本市もそれに合わせて大会を開催しています。

当日は三高保育園の年長児・年中児による踊りを皮切りに、法務省広島保護観察所民間活動支援専門官の久保和慎氏による「更生保護って？」と題した講演、作文・標語コンテストの表彰式と作品披露、市女性会連合会及び市PTA連合会の活動報告、能美中学校全生徒による合唱が行われ、約350人の来場者でにぎわいました。

今後もこうした活動を通じて、犯罪や非行のない明るい社会の実現に努めてまいります。

4点目が、災害時における物資の調達に関する協定の締結についてでございます。

7月28日、市役所で一般社団法人広島県LPガス協会江田島地区協議会と、災害時における物資の調達に関する協定を締結しました。この協定は、本市での災害発生時や市外での災害救助において、必要な場合にLPガスの供給やLPガス関連製品の調達を迅速かつ円滑に行うことを目的としたものです。

5点目が、サマーフェスタ江田島2015についてでございます。

8月2日、海上自衛隊第1術科学校で、「みんなの笑顔弾ける 夏の思い出」を合い言葉に、サマーフェスタ江田島2015が開催されました。当日は、海上自衛隊呉音楽隊などの各種ゲストの出演のほか、子供向けの体験イベントや納涼盆踊り大会、地元特産品などの出展販売を行いました。会場には、市内外から約5,200人の来場があり、大盛況となりました。また、地元企業を初め、各種団体や個人の方々からの多くの御協賛・御協力をいただいた江田島湾海上花火大会でフィナーレを飾りました。

今年度も販売物の売り上げや花火大会協賛金の一部を東日本大震災の義援金として支援する活動を行う予定です。

開催に当たり、御尽力いただいた自衛隊関係者及び各関係機関並びに企業、団体及び市民の皆様に対し深く感謝申し上げます。

6点目が江田島市安全・安心まちづくり市民の集いについてでございます。

8月8日、沖美ふれあいセンターで、江田島市防犯連合会の主催により、江田島市安全・安心まちづくり市民の集いが開催されました。当日は、安全・安心で住みよい江田島市の実現を目指すことを目的に、市民、各種団体、各事業所、江田島警察署員など約250人が参加しました。この集いでは、通学路での見守りボランティア活動功労者表彰を初め、安全・安心まちづくり宣言及び暴力追放宣言を行いました。また、広島県警察本部の谷本剛警視による「特殊詐欺の被害防止！」と題した講演、江田島警察署員による寸劇及び広島県警察音楽隊による演奏も行われました。

今後もこの集いを通じて市民協働による防犯活動を展開し、防犯意識の高揚と地域安全活動の普及・啓発を図ってまいります。

7点目が江田島市土地開発公社の業務報告についてでございます。

江田島市土地開発公社から、地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成26年度の決算に関する報告等がありましたので、別冊のとおり提出しています。

8点目は各種定期総会等についてでございます。

このことについて、別紙1のとおり開催され、市長、副市長及び関係部課長が出席いたしました。

最後に、9点目は工事請負契約の締結についてでございますが、別紙2のとおり契約を締結しております。

以上で市政報告を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で市長の報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（山根啓志君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において2番 酒永光志議員、3番 上本一男議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（山根啓志君） 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は1日限りと決定いたしました。

日程第4 報告第5号

○議長（山根啓志君） この際、日程第4、報告第5号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）を議題といたします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました報告第5号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により、指定された市長の専決事項の指定についてに基づきまして、和解及び損害賠償の額の決定について専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりまして、議会に報告するものでございます。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○議長（山根啓志君） 木村土木建築部長。

○土木建築部長（木村成弘君） それでは、報告第5号 専決処分の報告について御説明いたします。

このたびの専決処分は、市が管理する津久茂港の護岸に設置した階段の一部が破損・崩落したことにより、利用者が転落、負傷し、その損害に対して相手方と和解し、損害賠償の額を決定したものでございます。

2ページの専決処分書をごらんください。

中ほどの1、事故の概要にありますように、平成27年3月20日午後3時ごろ、江田島町津久茂の津久茂港護岸において、相手方が階段で海におりる際に、老朽化したコンクリート製の張り出式階段の一部が破損・崩落したことにより転落し、負傷したものでございます。

相手方の濱元鉄男氏とは、損害賠償金9万1,230円を支払うことで和解し、6月22日に専決処分いたしました。

この損害賠償金は、本市が加入している総合賠償補償保険で補填されております。

なお、崩落した階段は、事故発生後、直ちに看板を設置し、使用を禁止するとともに、老朽化していた付近の階段2カ所についても同様に使用禁止といたしました。後日、地元関係者と協議し、事故のあった階段については撤去したところでございます。他の2カ所については、今後補修することとしております。以後、施設管理が十分なものとなるよう努めてまいります。

以上で報告第5号の説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で報告第5号の報告を終わります。

日程第5 議案第36号

○議長（山根啓志君） 日程第5、議案第36号 江田島市退職手当特例条例案につ

いてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第36号 江田島市退職手当特例条例案についてでございます。

交通船事業の廃止に伴いまして、企業局交通課に勤務する船員の退職手当について、特例を定め支給するに当たりまして条例を制定する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 議案第36号について説明いたします。議案書5ページから6ページに制定条文を、7ページに参考資料を添付しております。初めに制定内容を説明させていただき、その後、条文の説明をいたします。

議案書7ページの参考資料をごらんください。

1、条例制定の趣旨は、現在本市が運営しております中町・高田宇品航路の公設民営化による交通船事業の廃止に伴いまして、企業局交通課に勤務する船員で、平成27年9月30日をもって退職する者に対しまして、江田島市退職手当特例条例（案）を制定して、本市が加入しております広島県市町総合事務組合（以下「事務組合」と申します）から支給される退職手当との差額を支給するものです。

2、特例部分の内容は次の2点でございます。

1点目は、（1）特別加算として、退職時の給料月額に十二月を乗じた額を加算するものです。

2点目は、（2）年齢別給料月額の加算です。職場が廃止されることによって退職する者のうち、給料月額に加算割合が適用される者は、事務組合の現行制度では、45歳以上かつ勤続20年以上の者ですが、この条件を満たさない若年齢層の者に対しても、退職時の給料月額に定年前早期退職年数1年につき3%（定年年度の前年度は2%）を加算するものです。

年齢別給料月額の加算割合の関係部分を抜粋して表に示しております。例えば退職年度末日の年齢が59歳ならば加算割合は2%、44歳ならば48%というように年齢別に示しておるものでございます。

3、支給額については、さきの（1）の特別加算の部分と（2）の年齢別給料月額の加算割合に支給率を乗じて得た額、この二つを合計した額を基本額としまして、この基本額から、現に事務総合が支給する退職手当を減じた額を支給しようとするものです。

4、施行期日等は、この条例（案）は公布の日から施行し、平成28年3月31日限り、その効力を失うものとします。ただし、同日までに提出のあった退職の申し出については、同日後もその効力を有するものとしております。

5、補正予算額でございますが、本条例案に関連する所要の補正額を1,794万2,000円とし、関連議案を本臨時会に上程するものです。

議案書5ページをお願いします。

条文内容について説明いたします。

まず第1条、趣旨ですが、企業局交通課に所属する船員の退職手当の特例について必要な事項を定めるものです。

第2条、対象者は、この条例の対象となる者を定めています。

第3条及び第4条、退職手当の基本額は、退職手当の基本額の算出等について定めています。

次6ページをお願いいたします。

第5条、退職手当の支給額は、前2条により算出された基本額などに基づき支給される退職手当の額について定めています。

第6条、退職の期日等は、退職の発令日を平成27年9月30日とした上で、平成28年3月31日までの経過期間を定めています。

第7条、委任は、この条例の施行に関し必要な事項は市長が別に定める委任規定です。附則としまして、第1条、施行期日は、「この条例は公布の日から施行する」とし、第2条、この条例の失効では、「この条例は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに提出があった退職の申出については、同日後もなおその効力を有する。」としています。

以上で説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番 片平議員。

○10番（片平 司君） ちょっと私、公務員でなかったものでわかりにくい点があるんだけど、この退職手当というのは、1点目は、退職手当は基準内賃金なんか基本給なんかいうことと、5ページに書いておる第3条はわかるんですよ、12カ月分プラスアルファするんだろうと思うんだけど、わかりにくいのが、この2%とか3%とかを加算するというのが、例えば退職手当が1,000万円出るとしたら、1,000万円プラスのその2%を上積みするというんか、基本給が基準内賃金かわかりませんが、その2%を退職手当に上乗せするんかというところがどうも、これ見ただけでは非常にわかりにくいんですが、その辺をちょっとわかりやすく説明をしてもらいたいです。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） わかりやすくという御要望でしたので、それに応えることができるかどうか自信がないんですが、まず、退職手当につきましては、その者が退職するときに、現にいただいていた給料月額というものがございまして、それがまず基本になります。その給料月額に対して、その者がその仕事に何年勤めたかということで、支給率というのを掛けますので、例えば20年間働いた者が早期に退職する20万円の給料月額をもらっていた、あなたは20年間働いていたので、十二月分を退職金として与えますよというふうな計算の仕方がベースにございます。

今回、特例条例で加算させていただきますものは、その定まった退職金に上乗せする

部分をどのように考えるかということで条例を定めておりますが、定まった退職金とは別に、その者が退職するときにいただいていた給料月額に対して十二月を掛けたもの、これが特別加算の部分でございます。

先ほどわかりにくいというふうなことでありましたが、7ページの参考資料のほうをお開きいただいて確認していただきたいのですが、早期に退職する者、定年が60なんですけれども、早期に退職する者については、給料月額に一定の割合を掛けて、その掛けたものに対して支給率を掛けるという2回掛ける方法によって、早期に退職する者について退職金を支払いますので、例えばこの表で見えていただきますと、59歳の者、1年早くやめる者については、給料月額に2%を掛けて、それに支給率を掛けるということで、早期にやめることについての上乗せをするという考え方でございます。

そのような形で、ここの7ページの表を見ていただきますと、早くやめる者ほど上乗せ率が高いという表になっているというのが見ていただけようかと思えます。

以上でおわかりいただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 私は特例加算分をちょっとお聞きしたいんですが、これは経営者、市長の裁量権に属するものだと思うんですが、この近郊では、竹原波方間の船あるいは公営企業で呉市の交通局あたりが民間へ委託しておるんですが、それで、この特例加算をどのようにやられたのか、ここらあたりをちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） こちらも資料、ペーパーがなければなかなかわかりにくいものであろうかと思うんですが、まず、今回、企業局の交通船事業を廃止することに伴いまして船員の処遇を定めるに当たっては、全日本海員組合、こちらと協定を結んでおりますので、この組合との交渉が大前提となります。この組合との交渉に当たるに際しまして、先ほど議員おっしゃっていただきました近隣の公営の交通事業で廃止したもののについて事前にある程度調べて、それを交渉の土台として交渉に当たったわけですが、まず、先ほどお尋ねになられました竹原波方間自動車航送船組合、これは竹原市と新居浜市が設置した組合でございますので、竹原市に照会をかけたものでございます。

こちらについては三つの加算の考え方がございました。まず、退職日における特別昇給ということで、現に退職する者がいただいていた給料に対して、退職日において12号俸、ですから、3年分を上乗せ、3年間昇給したというふうに考える考え方です。ですから、退職したとき、本当は20万円の給料月額であったけれども、3年昇給したとみなして、20万円、21万円、22万円、23万円というふうに、実際もらっていたのは20万円だけれども、23万円もらっていたというふうな昇給にして、それを基準に退職金を考えようということで特別昇給を行っております。これが一つと、その次に、解散時に60歳との年齢差、1年につき2%を給与額に加算するというものですから、59歳ですと2%、58歳ですと4%、57歳ですと6%というふうに、先ほどの給料月額にさらにこの加算率を掛けるということで二つ目の加算、これによって退職金を支

給しますよという方法が一つと、それにさらに給料と管理職手当、乗船手当、職務手当、扶養手当、住宅手当、技能手当などの給料とは別に、船員さんはさまざまな手当があるんですけども、その手当を給料月額に加算した上で、定年前の年数によって四月を掛けたり八月を掛けたり十月を掛けたり十二月を掛けたりして加算するというやり方で、この3本の加算方法で組合交渉で妥結を見て、竹原波方間については退職金を支給されております。

次に、呉市交通局の退職に対する加算でございますが、こちらは呉市独自で早期退職制度というのを呉市は設けておりましたので、この早期退職制度の考え方にに基づきまして、60歳定年から年齢差によって5%から2.5%を給料額に加算して退職手当を計算するというやり方をしております。

ちなみに、60歳は定年年齢ですから加算はありませんが、59歳ですと5%、58歳ですと10%、57歳ですと15%というふうに、5%刻みで50歳まで下がって、50歳から47歳までは、最大50%の加算を給料月額に対して行い、その後、支給率を掛けるというやり方で退職手当を支払い、それからさらに若い年齢の職員がおりましたので、そのとき最も若い職員が35歳ということでありましたので、組合交渉では、この最も若い職員に対してどれだけの加算をするかということが交渉の中では最大のテーマになったということで、この35歳の職員の者に80%の加算を行うということを決めて、さきの47歳から35歳までの間を2.5%刻みに刻んでいったというやり方で退職手当に加算をしたということを伺っております。

ちなみに、先ほど紹介しました竹原波方間の自動車航送船組合も呉市も、本市が加盟しております広島県市町総合事務組合に加盟しておりませんので、本市は退職手当で特別加算する部分は、給料月額に対して十二月を掛ける部分のみが本市が独自に加算する部分になりますけれども、広島県市町総合事務組合が行う退職手当については、早期退職手当について、年齢別の加算の制度がございますので、これは広島県市町総合事務組合の制度のほうで担保されるものでございます。

以上です。

○議長（山根啓志君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 丁寧な説明、ありがとうございます。それで、よう私もわからんのですが、この特例加算分は先般の全員協議会においては4人分だということで、今回の補正が約1,800万円、平均したら450万円出すんですが、これが私は多いか少ないかはよう判断が実際できないですよ。今お聞きしたのは、竹原波方あるいは近郊とどうかなというところをお聞きしたかったわけで、できれば、あと資料等をいただければと思います。

それとですね、船員さんが12人、職員さんが12人おります。今回退職される方が5人ですか、そのうち再任用が1人と聞いておりますが、残った7人の方は、一般職のほうに移行されるものだというふうに思うんですが、これについて、どういう部門に職を考えられておるのか、どういうふうに、研修も恐らくされるのかなとは考えるんですが、どのように職場へ移行されるのか、これをお聞きしたいんですが。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 今、議員おっしゃっていただいたように、7名の船員さんが10月1日からは一般職のほうに職を変えて勤務に励んでいただきます。しかし、これまで船員さんとして勤めていただいておりますので、まずは職員研修を準備させていただいております。ですので、当面の間は総務課付ということで、職員研修を受けていただいて、交通船事業を廃止するに伴いまして、船員の皆さんには意向調査を行っております。その意向調査の中で市役所の一般事務職になったときには、どういう部門でそれぞれの技術を発揮していきたいかということで意向調査を行っておりますので、まずは総務課付にして職員研修を受けていただきながら、御自身で希望されているそれぞれの課、例えば下水道課でありますとか農林水産課でありますとか、そういった希望されている課に、総務課付でありながら実際の仕事を体験していただいて、御自身で思われる仕事の内容と実際にそれぞれ、例えば下水道課なら下水道課へ行ってやってみた仕事の思いの違いでありますとか、そういったところを整合させていながら、実際には28年の4月からそれぞれの希望する職を一番の根本にしながらも配置をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 最後になりますが、それで、9月30日、10月から一般職に移行されて、それから、この条例自体は28年の3月までということになっておりますが、その間、私はやっぱりこれはやめるわいと、一般の仕事にはなじまんわいというような事態になったらどうなるんですか。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 総務部としては、一般職を希望していただいておりますので、精いっぱい、その一般職で勤めていただくための研修でありますとか、希望されている職での適性ということで最大限の配慮をさせていただきたいというふうに考えております。また、職員の育成にも努めていきたいというふうに考えておりますが、実際、半年間の経験の中で、思っていた仕事よりは、やはり船員の仕事のほうが自分には向いておるといふような思いを持たれた方については、9月30日から3月31日までの経過の措置をこの条例では設けさせていただいておりますので、9月30日以降、3月31日までに退職の意向を示された方には、本条例を適用して退職手当については特別加算をするということで、条例には経過措置を設けさせていただいております。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

11番 胡子雅信議員。

○11番（胡子雅信君） 1点だけ、済みません、今説明された中でちょっと私、確認までの質問なんですけども、本来であれば、今、江田島市が加入している市町総合事務組合の規定に基づいて退職金を算定するわけなんですけども、結局は船員さんが、全日本海員組合というところに加盟されておるといふところもあって、そこでの交渉の中で、さらなる、本来の事務組合から支給するものがあって、さらに江田島市の全日海との協定の中で上積みされるということでもよろしいですかね。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 議員、お見込みのとおりでございます。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第37号

○議長（山根啓志君） 日程第6、議案第37号 江田島市新本庁舎大規模改修工事（建築）請負契約の締結についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第37号 江田島市新本庁舎大規模改修工事（建築）請負契約の締結についてでございます。

江田島市新本庁舎大規模改修工事（建築）の請負契約を1億4,310万円で古澤建設工業株式会社と締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） それでは、議案第37号の説明をいたします。

議案書の8ページをお願いします。

まず、1、契約の目的は、江田島市新本庁舎大規模改修工事（建築）請負契約です。

2、契約金額は、1億4,310万円で、うち消費税額及び地方消費税額は1,060万円です。

3、契約の相手方は、江田島市大柿町小古江1982番地2、古澤建設工業株式会社、代表取締役古澤英三郎。

4、工期は、議会の議決を得た日の翌日から平成28年6月30日までです。

平成27年8月19日提出、江田島市長田中達美。

次に、14ページの入札状況調をお開きください。

工事名は、江田島市新本庁舎大規模改修工事（建築）です。

工事場所は、江田島市大柿町大原505番地ほか。

入札日時及び場所は、平成27年8月7日（金）午前9時30分から、江田島市スポーツセンターで執行いたしました。

本市が指名した入札参加指名業者は18社で、そのうち入札辞退を届け出た12社を除く6社で入札を行いました。

入札状況は、表に示すとおりです。

なお、本入札は予定価格を事前公表しております。予定価格1億6,044万円（税抜き）でございます。落札額1億3,250万円、落札率は82.6%です。

工事概要などにつきましては、9ページに工事概要書を、10ページから13ページに配置図及び平面図を添付しております。

以上で説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番 胡子雅信議員。

○11番（胡子雅信君） 1点だけ質問させてください。

今回、これから大規模改修ということで、新築ではないんですけども、いろいろ近隣の市町であれば、例えば呉市の本庁舎の新築のときに、金額も何度か、かさむということで金額の更改というのがされております。

今回、江田島市のほうは改修ということなんですけども、今回契約を結ばれるわけなんですけども、議決後にですね。例えば資材とか労賃とか、そういったものの変動費があった場合に、そういった契約金額の更改という文言が多分契約書の中に入ると思うんですけども、どういったところ、どういった基準というか、済みません、どういったところで、そういう値段の再交渉ということが行われるのか、教えていただければと思います。

○議長（山根啓志君） 木村土木建築部長。

○土木建築部長（木村成弘君） ただいまの御質問にお答えいたします。

請負契約の変更契約というか、単価の更新・更改ということになるんですけども、こちらの扱いにつきましては、申しわけありません。細かい数字はちょっと覚えてないんですけども、人件費であったり、物価、資材の単価、こういったものが大幅に上昇するということがこの工期内に行われた場合、こういった場合には、その手続というものが定められておりますので、それに従って変更契約を行うということになります。

その細かいパーセントというのが実は定めがあるんですけども、また後日御説明させていただきます。

以上です。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

10番 片平議員。

○10番（片平 司君） 18社のうち12社が辞退して6社で入札しとるんですがね、どうもできレースじゃないかなというふうな気もするんだけど、もう一つ気になる

のは、落札率が82.6%なんですけどね、安けりゃええいうもんでもないと思うんだけど、これはもうこれで工事やりますよという落札やから、ここで何とも言いようはないんですけど、こういう例えば1億6,000万円の予定ですよ、江田島市としては、これでやってくださいよと言うとるんだけど、実際は1億3,000万円、そしたら初めから1億4,000万円ぐらいにしとってもええわけなんよね。この辺の落差がね、私は素人ですから、よくわからないんですけどね、わかるように説明してください、理解できるように。

○議長（山根啓志君） 木村土木建築部長。

○土木建築部長（木村成弘君） 今回、予定価格が1億6,000万余ということになっておりまして、落札率が82.6%ということになってございますけども、この予定価格を積算するに当たりましては、国・県等が定めた標準積算基準というものがございまして。そういったものをベースに、単価等につきましては、共通単価といって、県なり国なりが決めた単価がございまして。プラス、そういったものにはないものについては適正に見積もりを徴収して、その中から単価を選定していくという作業を行いまして、いわゆる標準的な積算というものを行ってまいります。この標準となる積算に基づいて算出した価格というのが1億6,000万余ということになってございますので、積算につきましては、適正な価格だったというふうに思っております。

今回、この82.6%ということで落札をされたという部分につきましては、ある程度は建設業者さんの企業努力の部分といえますか、入札において落札をするという企業としての目的の部分において、そういった価格を設定されたものというふうに思っております。

一方で低入札価格ということで、余りにも低いものであれば問題があるんじゃないかといった調査を行うといったこともあるんですけども、そういった調査価格よりも高い数字にはなっておりますので、こちらの価格も大きく問題があるというふうには思っておりませんので、こういった中で、こちらの業者さんのほうは、この価格でできるという判断をされたというふうに認識してございます。

以上です。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） 参考までに、私ちょっと知らないんですけど、最低落札率というのがないですか、75%とか80%という、これは幾らなんですか。

わからんなら、後でいいです。

○議長（山根啓志君） 木村土木建築部長。

○土木建築部長（木村成弘君） まだ入札結果のほう公表できませんので、価格については控えさせていただければと思います。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） ちょっと二、三、お聞きしたいんですがね。この配置計画は、課内、部内でいろいろ協議されてこういう形になったんだろうと思うんですが、それで一つ気になるのが、事業課の4階、建設課、都市整備課あるいは商工観光課、ここは扉

で仕切られて、サービスカウンターというのがないんですが、これは廊下のほうから見渡せるほうがいいんじゃないのかなというふうに思うんですが、ここらは協議の中で、そういう話はなかったのかどうかというところと、それから各課のOAフロアにされて、幾らか、何センチか上がるから、それぞれ入り口にスロープをしておると思うんですが、改修だからやむを得んですが、非常にこれは危険ないうんですか、危ないんですわ、あの段差があるということはね。これらは話がなかったのかどうか、この2点についてお聞きしたいんですが。

○議長（山根啓志君） 島津企画部長。

○企画部長（島津慎二君） 3階、4階の部屋の部分でございますが、ここをオープンフロアの一面にしたらどうかというような御意見でございますが、もし、ここをオープンフロアの部分にした場合、そうすると、階段室、そしてエレベーター室、階段を上がっていけば全てそのフロアが見渡せると、そのようなことになると、セキュリティの問題が生じてきます。そうすると、例えば一般の方が階段からおりたり上がったときに、いろんな書類がございますので、そういうものを管理しなければならない。そういうことがありますので、既存の施設を有効利用という非常に制限された空間でこういうものを改造したので、やむなくこういう形になったということでございます。

そしてOAフロア、これについては、今のフロアから4センチほど高く考えております。その4センチ高くなったために、段差にしますと、高齢の方はつまずくということの御心配でございますが、53センチほどの距離をとって傾斜を、勾配をつけております。そうすると、53センチであれば、約13分の1ということになりまして、県が示しております福祉のまちづくり条例の中の項目にも該当しますので、それはクリアできておるといふふうに解釈しております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 勾配は10分の1以上にされて、年寄りには非常にね、ちょっとの差でも危ない、つまずく。若い人でもそうですが、それでね、工夫をしてほしいなという思いですよ。例えば色分けをすとか、滑りどめをすとか、そういったものを今度施工に当たって十分気をつけてほしいという要望です。

それと、さきのカウンター、セキュリティ云々言うんですが、そらセキュリティもあるんかもわからん。それではほかの課のほうはどうかということもありますし、要は、個室にならんほうが私は、市長、副市長は個室ええと思うんですが、外部からでも見える形のほうが、これは一般的な庁舎のやり方じゃないのかなと思うんですが、ここらは変更できるものなら、またこれから考えていただいてもいいし、ちょっと気になったもので追及したところでございます。

以上です。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

10番 片平議員。

○10番（片平 司君） 隣の山本議員とちょっと関連するような質問なんですけど、この1階の部分がね、私は今まで見学に、わざわざ行ったんじゃないんですけど、たま

たま去年、総社市の市役所と真庭市の市役所へ行く機会があって、岡山県のね。そうすると、玄関から入ったら、各課が全部見渡せるように窓口がこういうふうに仕切っていないよ、全部見渡せるようになってる。住民の人が市役所へ来たと、それで何で江田島市はそういうふうにせずにこういうふうに仕切るのかなと思うんよ。ここは市民生活部の一部が、まあ言うてみれば、今の本庁舎の窓口へ住民の人が来ているんな頼み事をしたりするのにやると同じぐらいしかないんじゃないかと、あとのこちら側の税務課とか収納課とかいうところはね、外から入ってきた人ら見えないようになってる。わざわざ隠すことはないわけじゃから、オープンにするべきだと思うんだけど、今さら設計が変更できるんかどうかはわかりませんが、その辺はどうしてそういうふうにせんかったんかというんが疑問なんですよ。理由はあると思うんですけどね、これはセキュリティーじゃないと思うんですよ、別に。

そういうふうに、やっぱり外から来たときに見渡せるようにしとったほうが、例えばお茶飲みよるのを見られたらいけんとかいうようなことは理由にならんわけじゃから、何でそういうふうな、よそいうても二つしか見てないけどね、そらわかりませんよ、全部がそうなるとるんかどうかは。行って見たときに、ああ、これはなかなかオープンにして、見てから、ええとこじゃなあとと思うたんですよ。じゃけん、改造するんじゃないから、やっぱりそうするべきじゃなかったかと思うんじゃが、そうせんかった理由があると思うんですよね。何ですか。

○議長（山根啓志君） 島津企画部長。

○企画部長（島津慎二君） 10ページの図面を見ていただければわかると思いますが、6番通りに、中ほどに自動ドアというのがあります。こちらを一旦入っていただければ、全てのフロアが見渡せるようになっています。ですから、総社市を視察に行ったときに、玄関を入れれば全て見えるということにはなっておりましたが、既存の建物を改修ということで非常に制限がありましたので、このことを御理解いただければと思います。以上です。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 38 号

○議長（山根啓志君） 日程第 7、議案第 38 号 平成 27 年度江田島市一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第 38 号 平成 27 年度江田島市一般会計補正予算（第 2 号）でございます。

平成 27 年度江田島市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,794 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 150 億 9,355 万 5,000 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 議案第 38 号 一般会計補正予算（第 2 号）につきまして説明いたします。

このたびの補正は、先ほど可決いただきました、江田島市退職手当特例条例の規定に基づく退職手当の特例部分について所要の補正を行おうとするものです。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

事項別明細書の 8・9 ページをお願いします。

最初に歳入です。

19 款、1 項、1 目繰越金は、このたびの補正財源として追加補正を行っています。

続いて歳出です。10 ページ、11 ページをお願いします。

13 款諸支出金、2 項、1 目公営企業費は、交通船事業会計で退職給付費を補正予算計上することから、交通船事業会計への退職給付費に係る繰出金の増額補正を行っています。

以上で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,794 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 150 億 9,355 万 5,000 円とする一般会計補正予算（第 2 号）の説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 39 号

○議長(山根啓志君) 日程第 8、議案第 39 号 平成 27 年度江田島市交通船事業会計補正予算(第 1 号)を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました議案第 39 号 平成 27 年度江田島市交通船事業会計補正予算(第 1 号)でございます。

内容につきましては、企業局長をして説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長(山根啓志君) 前企業局長。

○企業局長(前 政司君) 議案第 39 号について御説明いたします。

このたびの補正は、公設民営化による交通課の廃止に伴い退職する者に対し支給する退職手当特例加算分の他会計負担金の増額と、それに伴い支給される手当等を増額補正するものであります。

交通船事業会計補正予算書の 1 ページをごらんください。

第 1 条 平成 27 年度江田島市交通船事業会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

第 2 条 平成 27 年度江田島市交通船事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正するものです。

収入について、第 1 款汽船事業収益の第 2 項営業外収益を 1, 794 万 2, 000 円の増額補正を行いまして、第 1 款汽船事業収益の補正後合計額を 2 億 982 万 6, 000 円とするものです。

支出について、第 1 款汽船事業費用の第 1 項営業費用を 1, 794 万 2, 000 円の増額補正を行いまして、第 1 款汽船事業費用の補正後合計額を 2 億 8, 981 万 1, 000 円とするものです。

補正の内容についてですが、2 ページの実施計画書をごらんください。

収益的収入及び支出の表で、まず上段の収入についてでございます。

汽船事業収益の第2項営業外収益については、退職手当特別加算分の一般会計からの負担金の増額です。

下段の支出に移りまして、汽船事業費用の第1項営業費用は、退職給付費の増額を行っております。

1ページに戻っていただきまして、第3条 予算第6条に定めた職員給与費を1,794万2,000円の増額補正を行いまして、9,672万2,000円に改めます。

給与費明細書は3ページに、費目別内訳書は5ページに記載してあるとおりです。

以上で説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番 片平議員。

○10番（片平 司君） お尋ねしますが、退職者は何名、3名、4名ですか。

○議長（山根啓志君） 前企業局長。

○企業局長（前 政司君） 船員の対象者は4名でございます。そのうちシーラインに行かれる方が3名でございます。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） それで、この補正予算の3ページに、手当の内訳というところに、補正前が3,249万9,000円、補正を1,790万円してから5,044万1,000円となっておりますわけなんです、この5,441万円いうんが、今回の4名の退職手当ということなんです。

○議長（山根啓志君） 前企業局長。

○企業局長（前 政司君） 5,044万1,000円は手当の内訳でございまして、手当の計のすぐ上にある退職給付費1,794万2,000円が退職される者の対象金額でございます。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） ということは、退職給付金というのは1,794万2,000円だけで、だって、さっき説明しよった退職組合か何からのいう分は、これに載っていないやね、じゃあ。

○議長（山根啓志君） 前企業局長。

○企業局長（前 政司君） 先ほど総務部長が説明したのは、退職手当組合から直接そっちのほうは入りますので、うちの会計を通らないので、特別加算だけの金額がここに載っておるのでございます。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これで平成27年第3回江田島市議会臨時会を閉会いたします。

(閉会 11時09分)

